

平成25年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員

監 査 第 54 号
平成 26 年 9 月 30 日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 西 崎 甚 吾

平成25年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の提出に
ついて

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成25年度
志摩市財産区会計の決算について審査を行った結果、次のとおりその意見
を提出する。

凡 例

1. 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。

2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

“ △ ” …… マイナス（－）、減少、低下

“ — ” …… 該当数値なし、算出不能なもの

“ 0.0% ” …… 0または単位未満のもの

平成25年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成25年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 平成25年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 平成25年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 平成25年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

平成26年7月8日から平成26年9月29日

3. 審査の実施場所

志摩市役所 監査委員事務局

4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務の執行についても、適正に処理されているものと認めた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

平成25年度の決算額は、浜島財産区は予算現額 2,674,000 円に対し、歳入決算額 2,672,726 円で歳出決算額は 2,145,635 円となり、歳入歳出差引額は 527,091 円となった。

南張財産区は予算現額 2,636,000 円に対し、歳入決算額 887,360 円で歳出決算額は 806,581 円となり、歳入歳出差引額は 80,779 円となっている。

また、塩屋財産区は予算現額 2,241,000 円に対し、歳入決算額 2,136,977 円で歳出決算額は 1,868,694 円となり、歳入歳出差引額は 268,283 円となった。

迫子財産区は予算現額 2,185,000 円に対し、歳入決算額 2,190,489 円で歳出決算額 2,005,654 円となり、歳入歳出差引額は 184,835 円となっている。

実質収支は4財産区とも黒字となっている。決算状況は、「別表1」のとおりである。

別表 1

単位:円、%

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B/A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C/A)	歳入歳出差引額 (B-C)
浜 島	2,674,000	2,672,726	99.9	2,145,635	80.2	527,091
南 張	2,636,000	887,360	33.7	806,581	30.6	80,779
塩 屋	2,241,000	2,136,977	95.4	1,868,694	83.4	268,283
迫 子	2,185,000	2,190,489	100.3	2,005,654	91.8	184,835

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
25	2,674,000	2,672,726	2,672,726	0	0	99.9	100.0
24	2,970,000	7,437,550	2,679,970	4,757,580	0	90.2	36.0
差引増減	△ 296,000	△ 4,764,824	△ 7,244	△ 4,757,580	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,541,057	57.7	1,532,646	57.2	8,411	0.5
繰越金	631,669	23.6	147,324	5.5	484,345	328.8
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	500,000	18.7	1,000,000	37.3	△ 500,000	△ 50.0
歳入合計	2,672,726	100.0	2,679,970	100.0	△ 7,244	△ 0.3

浜島財産区の主な歳入は、財産収入、繰越金となっている。
その状況については、予算現額 2,674,000 円に対し収入済額は 2,672,726 円となり、収入率は 99.9%で 1,274 円の減となっている。繰入金の減により、前年度の収入済額と比較すると 7,244 円(0.3%)の減となっている。

また、調定額 2,672,726 円に対する収入率は 100.0%となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
25	2,636,000	887,360	887,360	0	0	33.7	100.0
24	2,642,000	2,640,690	2,640,690	0	0	99.9	100.0
差引増減	△ 6,000	△ 1,753,330	△ 1,753,330	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	154,307	17.4	144,523	5.5	9,784	6.8
繰越金	433,053	48.8	84,167	3.2	348,886	414.5
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	300,000	33.8	2,412,000	91.3	△ 2,112,000	△ 87.6
歳入合計	887,360	100.0	2,640,690	100.0	△ 1,753,330	△ 66.4

南張財産区の主な歳入は、繰越金、基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,636,000 円に対し収入済額は 887,360 円となり、収入率は 33.7%で 1,748,640 円の減となっている。また、前年度の収入済額と比較すると 1,753,330 円 (66.4%)の減となっている。これは、今年度を実施する予定であった議員選挙が無投票となったことで、選挙事務の経費が減り、その費用に充てる基金からの繰入金を減らしたことによるものである。

また、調定額 887,360 円に対する収入率は 100.0%となっている。

3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
25	2,241,000	2,136,977	2,136,977	0	0	95.4	100.0
24	2,317,000	2,209,007	2,209,007	0	0	95.3	100.0
差引増減	△ 76,000	△ 72,030	△ 72,030	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	59,849	2.8	73,658	3.3	△ 13,809	△ 18.7
繰越金	177,128	8.3	135,349	6.1	41,779	30.9
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	1,900,000	88.9	2,000,000	90.6	△ 100,000	△ 5.0
歳入合計	2,136,977	100.0	2,209,007	100.0	△ 72,030	△ 3.3

塩屋財産区の主な歳入は、繰越金と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,241,000 円に対し収入済額は 2,136,977 円となり、収入率は 95.4%で 104,023 円の減となっている。前年度の収入済額と比較すると 72,030 円 (3.3%)の減となっている。これは、基金からの繰入金が減ったことによるものである。

また、調定額 2,136,977 円に対する収入率は 100.0%となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
25	2,185,000	2,190,489	2,190,489	0	0	100.3	100.0
24	2,475,000	2,456,740	2,456,740	0	0	99.3	100.0
差引増減	△ 290,000	△ 266,251	△ 266,251	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	771,255	35.2	842,815	34.3	△ 71,560	△ 8.5
繰越金	143,234	6.5	113,925	4.6	29,309	25.7
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	1,276,000	58.3	1,500,000	61.1	△ 224,000	△ 14.9
歳入合計	2,190,489	100.0	2,456,740	100.0	△ 266,251	△ 10.8

迫子財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,185,000 円に対し収入済額は2,190,489 円となり、収入率は100.3%で5,489 円の増となっている。前年度の収入済額と比較すると266,251 円(10.8%)の減となっている。これは、基金からの繰入金が減ったことによるものである。

また、調定額 2,190,489 円に対する収入率は100.0%となっている。

(2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

別表 3

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
25	2,674,000	2,145,635	0	528,365	80.2
24	2,970,000	2,048,301	0	921,699	69.0
差引増減	△ 296,000	97,334	0	△ 393,334	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	1,481,719	69.1	1,481,085	72.3	634	0.0
総 務 費	583,916	27.2	310,601	15.2	273,315	88.0
諸支出金	80,000	3.7	256,615	12.5	△ 176,615	△ 68.8
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,145,635	100.0	2,048,301	100.0	97,334	4.8

浜島財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,674,000 円に対し支出済額は 2,145,635 円で、執行率は 80.2%となっている。

総務費のうち基金積立金が増加しており、諸支出金では、今年度は議員選挙が無いため、一般会計繰出金が減となっている。前年度の支出済額と比較すると、97,334 円(4.8%)の増となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
25	2,636,000	806,581	0	1,829,419	30.6
24	2,642,000	2,207,637	0	434,363	83.6
差引増減	△ 6,000	△ 1,401,056	0	1,395,056	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	216,529	26.8	223,755	10.2	△ 7,226	△ 3.2
総 務 費	313,799	38.9	1,916,882	86.8	△ 1,603,083	△ 83.6
諸支出金	276,253	34.3	67,000	3.0	209,253	312.3
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	806,581	100.0	2,207,637	100.0	△ 1,401,056	△ 63.5

南張財産区の主な歳出は総務費と諸支出金となっている。

その状況については、予算現額 2,636,000 円に対し支出済額は 806,581 円で、執行率は 30.6%となっている。

前年度の総務費の主な支出は、公民館浄化槽修繕料であった。今年度は、諸支出金のうち選挙事務の経費となる一般会計繰出金が増となった。前年度の支出済額と比較すると、1,401,056 円(63.5%)の減となっている。

3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
25	2,241,000	1,868,694	0	372,306	83.4
24	2,317,000	2,031,879	0	285,121	87.7
差引増減	△ 76,000	△ 163,185	0	87,185	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	221,806	11.9	303,114	14.9	△ 81,308	△ 26.8
総 務 費	1,580,888	84.6	1,489,679	73.3	91,209	6.1
諸支出金	66,000	3.5	239,086	11.8	△ 173,086	△ 72.4
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	-
歳出合計	1,868,694	100.0	2,031,879	100.0	△ 163,185	△ 8.0

塩屋財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,241,000 円に対し支出済額は 1,868,694 円で、執行率は 83.4%となっている。

諸支出金のうち、今年度は議員選挙が無いため、一般会計繰出金が減となっている。前年度の支出済額と比較すると、163,185 円(8.0%)の減となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
25	2,185,000	2,005,654	0	179,346	91.8
24	2,475,000	2,313,506	0	161,494	93.5
差引増減	△ 290,000	△ 307,852	0	17,852	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	25年度		24年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	1,723,072	85.9	1,822,479	78.8	△ 99,407	△ 5.5
総 務 費	195,582	9.8	229,807	9.9	△ 34,225	△ 14.9
諸支出金	87,000	4.3	261,220	11.3	△ 174,220	△ 66.7
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,005,654	100.0	2,313,506	100.0	△ 307,852	△ 13.3

迫子財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,185,000 円に対し支出済額は 2,005,654 円で、執行率は 91.8%となっている。

諸支出金のうち、今年度は議員選挙が無いため、一般会計繰出金が減となっている。前年度の支出済額と比較すると 307,852 円(13.3%)の減となっている。

7. 財産の状況

各財産区の平成25年度における財産の状況は次のとおりである。

(1) 土地

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	210,413	1,026,123	319,442	1,969,414	3,525,392
決算年度中増減高	0	0	0	0	0
決算年度末残高	210,413	1,026,123	319,442	1,969,414	3,525,392

(2) 建 物

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
決算年度中増減高	0	0	0	0	0
決算年度末残高	0	276	70	111	457

(3) 基 金（財政調整基金）

単位：円

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	75,898,454	49,366,036	98,921,059	291,637,926	515,823,475
決算年度中増減高	△ 107,843	△ 49,463	△ 1,751,691	△ 1,110,178	△ 3,019,175
決算年度末残高	75,790,611	49,316,573	97,169,368	290,527,748	512,804,300

※ 浜島財産区については、保有株式 3,520 株 176,000 円を含む。

む す び

以上が平成25年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

長年の懸案事項であった浜島財産区の土地貸付に関する財務上の処分は、昨年度で完了した。しかし、建物は現存しており、周辺地域の景観に及ぼす影響や老朽化に伴う倒壊の危険性などが残っている。これらは、多くの法的問題や財政的な問題を含んでおり、容易に解決できるものではないが、このまま放置することは問題を先送りすることになり、周辺地域に及ぼすリスクを一層高めると同時に、ますます解決を困難にすることとなると思われる。一日も早い解決に努められたい。

なお、財産の管理、処分にあたっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に配慮されるとともに、地域住民の意向を十分に踏まえた上で、地域住民の福祉の増進に向けて、今後とも適正な事業執行に努められたい。

また、基金については、確実かつ有効な運用に留意するとともに金融情勢を的確に把握し、適切な公金管理に努めることを併せて要望する。